“赤い羽根”新型コロナ対策いのちをつなぐ支援活動事業実施要領

静岡県共同募金会

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、景気の悪化に伴う経済状況の変化により、非正規労働者や外国人労働者をはじめとして、失業や収入減に直面して悩みを抱え生活に困窮する人が増えており、家賃や生活費など、いのちに直接関係する支援が必要とされてきている。

このような課題を抱える人たちの生活支援を図るため、民間の相談支援、居住支援などを中心とした支援活動に対して、緊急等助成資金規程第１条(3)に基づき助成する。

併せて、当事業に対する寄付の受入を行う。

Ⅰ　事業の位置づけ

当事業は、中央共同募金会及び全国の都道府県共同募金会が共催する「令和３年度赤い羽根新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン　いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」として実施する。

Ⅱ　寄付の受入

１　寄付金

(1) 種別　　共同募金以外の寄付金

(2) 使途　　当事業の財源（緊急等助成資金）

(3) 受入期間　　令和３年４月１日から令和３年６月 30 日まで
ただし、会長は必要に応じて期間を延長することができる。

(4) 募金方法　　全国キャンペーンによる寄付金募集
（インターネット募金：中央共同募金会ホームページからクレジットカード等により寄付）

２　税制上の優遇措置

特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となる。

Ⅲ　助成

１　対象団体

広域（複数市町域）を対象に活動する民間の非営利団体

- 法人格の有無は問わない。
- 法人の場合は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、更生保護法人とする。
- 令和２年度共同募金助成先団体及び令和３年度共同募金助成申請団体であっても、申請事業の内容等が異なれば助成対象とする。

２　対象事業・対象経費・実施期間・助成基準

(1) 対象事業

広域（複数市町域）の支援対象者に対して行う下記の事業

①　電話相談事業

②　居住支援など困窮者の生活支援事業

ただし、国又は地方公共団体の補助を受けて実施する事業は対象外。

(2) 対象経費

上記(1)の事業を行う経費

(3) 助成事業の実施期間

助成決定日から令和４年３月 31 日まで

(4) 助成基準

（助成枠）　　500 万円（財源は寄付金。不足する場合は緊急等助成資金。）

（助成率）　　100％

（助成額上限）１事業　50 万円

３．申請受付及び助成決定

(1) 申請受付

（受付期間）　令和３年４月１日から令和３年６月 30 日まで（郵送可、締切厳守）

（申請窓口）　静岡県共同募金会

（申請書部数）　１部(添付書類含む)

(2) 助成決定

会長は申請に基づき配分委員会の承認を得て助成額を決定する。

（決定時期）　申請受理日から 15 日以内（土日祝日を除く）

４．助成金の支払方法

前払い

５．助成金の精算

事業終了後または年度終了後１か月以内に実施報告書（領収書(写)等の証拠書類を添付）の提出を受け精算する。

６．本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

附則　この実施要領は、令和３年４月１日から施行する。